

県職員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十七日

奈良県知事 山下 真

### 奈良県条例第三十七号

県職員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

県職員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例（昭和二十五年七月奈良県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「別表第一」を「別表」に改める。

第三条及び第四条を削る。

第四条の二の見出し中「車賃」を「交通費」に改め、同条中「同じ。」の「を」を「この条において同じ。」の「に」、「以下同じ。」を「を」に、「車賃」を「その他の交通費」に、「法第十九条第一項」を「国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第八号第三号」に改め、同条を第三条とする。

第五条から第十一条までを削り、第十二条を第四条とする。

第十三条中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「県以外の者から旅費の支給を受ける」に、「その他当該」を「その他」に、「より、又は当該」を「より、又は」に改め、同条を第五条とする。

第十四条を第六条とする。

附則第三項を削り、附則第四項を附則第三項とする。

別表第二及び別表第三を削り、別表第一を別表とする。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の県職員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正後の条例第一条の規定により国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号。以下「改正法」という。）による改正後の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第一百四号）及び同法を施行する

ための法令の例により旅行命令権者が旅行命令等を発する旅行及び旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の県職員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例第一条の規定により改正法による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律及び同法を施行するための法令の例により旅行命令権者が旅行命令等を発した旅行及び旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後の条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分については、適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

(知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

3 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例(昭和二十二年七月奈良県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第四条ただし書中「(宿泊料、食卓料及び着後手当(宿泊料定額に係る部分に限る。))を除く。」を削る。

(委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

4 委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例(昭和三十一年十月奈良県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二中「(宿泊料、食卓料及び着後手当(宿泊料定額に係る部分に限る。))を除く。」を削る。

(教育長の給与等に関する条例の一部改正)

5 教育長の給与等に関する条例(昭和三十二年九月奈良県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項ただし書中「(宿泊料、食卓料及び着後手当(宿泊料定額に係る部分に限る。))を除く。」を削る。